

指名停止等措置一覧

令和6年2月21日現在

年度	指名停止業者名	指名停止期間		指名停止の理由	要綱適用条項	備考
5	アルフレッサ株式会社 豊橋支店	令和5年4月21日 から 令和5年5月20日 まで	1か月	対象業者は、独立行政法人国立病院機構本部が発注する「九州エリア」に所在する病院が調達する医療用医薬品の入札に関して、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていたとして令和5年3月24日、公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けたため。なお、課徴金については減免制度の適用を申請し減額が認められている。	別表第2 第4号の規定 (同要綱第5条 第3項に該当)	
5	青木あすなろ建設株式会社 名古屋支店	令和5年4月21日 から 令和5年5月20日 まで	1か月	対象業者は、発注者から直接請け負った岩手県花巻市及び北上市における送水路工事において、変更契約を行う際、虚偽の資料で発注者に対して協議を行い、過大な金額で変更契約を締結したことが、建設業法第28条第1項第2号に該当するとして、令和5年3月17日に国土交通省関東地方整備局から営業停止処分を受けたため。	別表第2 第9号の規定	
5	中部電力株式会社	令和5年4月21日 から 令和5年6月20日 まで	2か月	対象業者は、中部電力管内又は関西電力管内に所在する大口顧客に対して小売り供給を行う電気の取引において、顧客獲得競争を制限するカルテルを結んだとして、独占禁止法第3条(不正な取引制限の禁止)の規定違反により、令和5年3月30日に公正取引委員会から課徴金納付命令を受けたため。	別表第2 第4号の規定	
5	中部電力ミライズ株式会社	令和5年4月21日 から 令和5年6月20日 まで	2か月	対象業者は、中部電力管内又は関西電力管内に所在する大口顧客に対して小売り供給を行う電気の取引において、顧客獲得競争を制限するカルテルを結んだとして、独占禁止法第3条(不正な取引制限の禁止)の規定違反により、令和5年3月30日に公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けたため。	別表第2 第4号の規定	

指名停止等措置一覧

令和6年2月21日現在

年度	指名停止業者名	指名停止期間		指名停止の理由	要綱適用条項	備考
5	株式会社丸泰	令和5年5月23日 から 令和5年6月22日 まで	1か月	対象業者は、元請けとして請け負った愛知県内の民間建築工事において、建設業法第3条第1項の許可を受けずに建設業を営む者と同法施行令第1条の2第1項に定める軽微な建設工事の範囲を超える請負金額をもって下請契約を締結しており建設業法第28条第1項第6号に該当するとして、令和5年4月5日、国土交通省中部地方整備局から営業停止命令を受けたため。	別表第2 第9号の規定	
5	近畿日本ツーリスト株式会社 三河支店	令和5年7月22日 から 令和5年8月21日 まで	1か月	対象業者は、新型コロナワクチンの接種業務で人件費を過大に請求し、だまし取った容疑で使用人らが逮捕されたため。	別表第2 第11号の規定	
5	西武建設株式会社 名古屋支店	令和5年8月19日 から 令和5年9月18日 まで	1か月	対象業者は、資格要件を満たさない者を技術職員名簿に記載し虚偽の申請を行うことにより得た経営事項審査結果を公共工事の発注者に提出し、公共発注者がその結果を資格審査に用いたとして、国土交通省関東地方整備局から令和5年7月21日付けで、建設業法第28条第1項の規定に基づく指示処分及び同法第28条第3項の規定に基づく営業の停止命令を受けたため。	別表第2 第9号の規定	
5	西武造園株式会社 西日本統括支店	令和5年8月19日 から 令和5年9月18日 まで	1か月	対象業者は、資格要件を満たさない者を営業所の専任技術者として配置し、また、資格要件を満たさない者を監理技術者として工事現場に配置していたとして、国土交通省関東地方整備局から令和5年7月21日付けで、建設業法第28条第1項の規定に基づく指示処分及び同法第28条第3項の規定に基づく営業の停止命令を受けたため。	別表第2 第9号の規定	

指名停止等措置一覧

令和6年2月21日現在

年度	指名停止業者名	指名停止期間		指名停止の理由	要綱適用条項	備考
5	株式会社高建総合コンサルタント	令和5年11月10日 から 令和6年1月9日 まで	2か月	対象業者は、高知県発注の特定地質調査業務の入札に際し、独占禁止法第3条(不正な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていたとして、令和5年9月28日に公正取引委員会から排除措置命令を受けたため。	別表第2 第4号の規定	
5	エヌショーケース株式会社	令和5年12月19日 から 令和6年1月18日 まで	1か月	名古屋競馬場の移転に伴うイベント業務を巡り、業者に便宜を図った見返りに現金を受け取ったとして、愛知県競馬組合の元総務広報課長が受託収賄容疑で逮捕され、また、現金を渡したとして、エヌショーケース株式会社の営業開発部長が贈賄容疑で逮捕されたことによるもの。	別表第2 第2号の規定	
5	株式会社久米設計 中部支社	令和5年12月19日 から 令和6年2月18日 まで	2か月	宮崎県串間市が発注した消防庁舎新築の設計業務の入札を巡り、特定の業者に有利な取り計らいをしたとして、串間市副市長が官製談合防止法違反(不正な選定)と公契約関係競売入札妨害の疑いで逮捕され、あわせて福岡市の久米設計九州支社長、同社OB、設計会社ランドブレインの社員も同容疑で逮捕されたことによるもの。	別表第2 第6号の規定	
5	ランドブレイン株式会社 名古屋事務所	令和5年12月19日 から 令和6年2月18日 まで (令和6年1月15日 解除)	2か月	宮崎県串間市が発注した消防庁舎新築の設計業務の入札を巡り、特定の業者に有利な取り計らいをしたとして、串間市副市長が官製談合防止法違反(不正な選定)と公契約関係競売入札妨害の疑いで逮捕され、あわせて福岡市の久米設計九州支社長、同社OB、設計会社ランドブレインの社員も同容疑で逮捕されたことによるもの。	別表第2 第6号の規定	(令和5年12月27日 付けで不起訴処分とな ったため、指名停止 を解除した。)
5	三愛物産株式会社	令和5年12月19日 から 令和6年2月18日 まで	2か月	岐阜県山県市発注の水道工事を巡り、指名競争入札で特定の業者が有利となる指名業者選定案を作成し、決まった指名業者を漏らしたとして、11月29日に同市職員が官製談合防止法違反などで逮捕され、不正に情報を得たとして三愛物産株式会社岐阜支店長が公契約関係競売入札妨害の容疑で逮捕されたことによるもの。	別表第2 第6号の規定	

指名停止等措置一覧

令和6年2月21日現在

年度	指名停止業者名	指名停止期間		指名停止の理由	要綱適用条項	備考
5	株式会社麦島建設	令和6年2月21日 から 令和6年4月20日 まで	2か月	長野県木曾郡南木曾町の教育委員会が令和3年7月に行った、妻籠町並み交流センターの建設工事の指名競争入札をめぐり、株式会社麦島建設長野営業所長は、同町の職員から最低制限価格を聞き取り落札し、公正な入札を妨害したとして、令和5年11月9日、公契約関係競売入札妨害罪で木曾福島簡易裁判所に略式起訴され、同年11月21日までに罰金50万円の略式命令を受けたことによるもの。	別表第2 第6号の規定	